

4 関係機関と連携した就労支援

(1) 特別支援教育における就労支援の概要

本県では、平成4年度と平成7年度に知的障害の2校の高等特別支援学校（産業科）を設置するとともに、平成18年度と平成21年度には職業コースのある2校の知的障害特別支援学校の校舎（分校）を設置するなど、職業教育の充実を図ってきました。また、名古屋市においても、平成23年度から守山養護学校に産業科を設置して職業教育の充実を図ってきました。近年における高等部卒業後の進路と就職者の業種別割合は以下のとおりで、平成20年度以降、一般就労（一般企業等への就労）の割合は40%を下回っており、製造業への就職者が半数程度を占める傾向となっています。

なお、平成23年度より、県の事業として「キャリア教育推進事業」を実施し、キャリア教育ノートの活用や発達段階に応じたキャリア教育を推進しています。詳細は次ページの<参考>のとおりです。

[県立特別支援学校高等部卒業後の進路]

[単位：人]

| 年度 | 進学 (大学・短大等) | 一般就労 | 福祉就労 | 医療機関 (入院等) | 左記以外 | 合計 |
|-----|----------------|----------------|----------------|---------------|--------------|-----|
| H19 | 36 (5.3%) | 305 (45.1%) | 301 (44.5%) | 3 (0.4%) | 32 (4.7%) | 677 |
| H20 | 43 (6.1%) | 267 (38.2%) | 351 (50.2%) | 0 (0.0%) | 38 (5.4%) | 699 |
| H21 | 55 (7.1%) | 300 (38.4%) | 389 (49.8%) | 7 (0.9%) | 30 (3.8%) | 781 |
| H22 | 55 (6.8%) | 296 (36.7%) | 430 (53.3%) | 2 (0.3%) | 23 (2.9%) | 806 |
| H23 | 41 (5.3%) | 287 (37.4%) | 416 (54.2%) | 0 (0.0%) | 24 (3.1%) | 768 |
| H24 | 40 (4.8%) | 330 (39.6%) | 427 (51.2%) | 1 (0.1%) | 36 (4.3%) | 834 |

| | | | | | | |
|-----|--------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 全国 | 916 | 4,420 | 11,532 | 259 | 570 | 17,697 |
| H23 | (5.2%) | (25.0%) | (65.2%) | (1.4%) | (3.2%) | |

* 一般就労には、特例子会社¹ 及び就労継続支援A型（雇用型）² を含む。

¹ 特例子会社：障害者の雇用に特別な配慮をし、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により、一定の要件を満たした上で厚生労働大臣の認可を受けて、障害者雇用率の算定において親会社の一事業所と見なされる子会社。

² 就労継続支援A型（雇用型）：一般企業で働くことが難しいが、雇用契約を結んで働きたい、将来の一般就労に向けて準備をしたいと考えている65歳未満の者に対し、生産活動やその他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う障害福祉サービス。サービス利用者と事業所が雇用契約を結び、労働基準法などの法律の下、最低賃金が適用される。

〔本県における就職者の業種別割合〕

| 年度 \ 業種 | 製造業 | サービス業 | 卸・小売業 | 運輸・通信業 | 医療・福祉 | その他 |
|---------|-------|-------|-------|--------|-------|------|
| H 2 2 | 48.6% | 11.5% | 22.3% | 4.0% | 10.5% | 3.1% |
| H 2 3 | 49.5% | 19.0% | 17.7% | 5.2% | 6.2% | 2.4% |
| H 2 4 | 50.9% | 17.2% | 14.5% | 5.5% | 10.3% | 1.6% |

* 平成 21 年度の文部科学省の調査によると、発達障害の可能性のある生徒は高等学校に 2.2%在籍していると言われており、就労する際や就労後に職場定着を図るための支援が必要な場合があります。

<参考>

特別支援学校におけるキャリア教育推進事業

【ふれあい発見推進事業（小学部 6 年生を対象） 平成 24 年度～】

- ・学校近隣の商店、工場などで「働く人」を見学する。

【チャレンジ体験推進事業（中学部 3 年生を対象） 平成 23 年度～】

- ・地域の工場や福祉施設等で見学や体験実習を行う。

【長期間現場実習（高等部 1～3 年生を対象） 平成 23 年度～】

- ・企業や事業所等との連携による 30 日程度の長期間の現場実習を行う。

【県立学校現場実習（高等部 2 年生を対象） 平成 23 年度～】

- ・県立高等学校、県立特別支援学校において 5 日間程度の現場実習を行う。

(2) 一般就労に向けた関係機関との連携

1 一般就労に向けた特別支援学校等と関係機関との連携

現状と課題

- 平成 24 年度末（平成 25 年 3 月）に県立特別支援学校高等部を卒業した生徒の一般企業等への就職率は、全体で 39.6%（高等特別支援学校、校舎を除くと 27.2%）であり、全国平均の 25.0%と比べると高い数値となっていますが、就職率はここ 5 年間、40%を下回る状況が続いています。（P. 33 参照）

- 「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」においては、特別支援学校高等部卒業生の一般就労における就職率について、平成 27 年度に 50%との効果指標を設定していますが、現状では難しい状況にあります。効果指標達成を目指すためには、障害者雇用に関する関連機関との連携をさらに強化し、これまでの製造業を中心とした職場開拓だけでなく、幅広い業種で職場の拡大を図っていくことが課題です。

推進方策

- (1) 学識経験者、企業関係者、労働部局関係者、福祉部局関係者、学校関係者等を委員とする「就労支援推進委員会（仮称）」を設置し、就労支援策についての検証や検討を行うとともに、新たな就労支援システムの構築を図ります。

- (2) 県教育委員会、県産業労働部、特別支援学校が連携して、職場開拓やセミナーなどで活用するための理解啓発DVDを作成します。

- (3) 県産業労働部が主催する企業向けの「障害者雇用促進セミナー」に特別支援学校等の関係者も新たに参加し、特別支援学校等の生徒の雇用に関する理解啓発や現場実習の受け入れの拡大等を図ります。

- (4) 労働局、県産業労働部が共催する「障害者就職面接会」に特別支援学校等の関係者も参加し、新規就労先の開拓や職域の拡大を図ります。

- (5) 労働局が主催する特別支援学校生徒対象の「職場実習のための事業所面談会」を積極的に活用し、特別支援学校の新規実習先の開拓につなげます。

2 地域の関係機関とのネットワークの構築

現状と課題

- 特別支援学校卒業生で一般就労した者の離職状況は、年数を経るごとに高くなっており、職場定着支援の充実を図ることが課題です。
- 卒業から就労への円滑な移行のための個別移行支援計画³の作成と活用が課題です。
- 盲学校においては、障害の重度・重複化、多様化により、あんまマッサージ指圧・鍼・灸の免許取得が困難な生徒に対する指導と就労支援が課題となっています。

推進方策

- (1) 県産業労働部が主催する地域ごとの「障害者雇用ネットワーク推進セミナー」に特別支援学校関係者も引き続き参加し、障害者雇用の理解推進を図るとともに、障害者就業・生活支援センターや地域の商工会議所等との情報交換を通して連携を深めます。
- (2) 障害者就業・生活支援センター主催による地域ごとの「ネットワーク会議」に特別支援学校関係者も参加し、地域の情報を共有することなどで、地域の障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、行政等の関係機関との連携をより一層深めていきます。
- (3) 特別支援学校においては、就労前（特別支援学校卒業時）に、本人や保護者に働きかけ、地域の障害者就業・生活支援センターへの利用者登録を確実に行うことで、卒業後の職場定着支援を学校から障害者就業・生活支援センターへと円滑に移行できるようにしていきます。
- (4) 学校から職場への移行が円滑に行えるようにするために、特別支援学校から就労先企業等への個別移行支援計画を提出し、卒業後の継続的な支援につなげていきます。

³ 個別移行支援計画：卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して一人一人のニーズに応じた支援をするための計画であり、「個別の教育支援計画」の一部。

3 高等学校等に在籍する発達障害等の生徒における関係機関との連携

現状と課題

- 文部科学省の推計では、発達障害等のある生徒の高等学校在籍率は、全日制で1.8%、定時制で14.1%、通信制で15.7%とされています。今後、就職を希望する発達障害等のある生徒に対する就労支援が必要となると考えられます。
- 発達障害等のある生徒の場合、就労後に仕事や対人関係で大きな悩みを抱えるようになり、それが原因となって離職やひきこもり等につながるものが懸念されますので、そのための支援体制の整備に努めることが課題です。

推進方策

- (1) 障害者職業センターの職員を講師として、発達障害等の特性と職業適性等に関する理解を深めるための研修会を開催し、特別支援教育コーディネーターや進路指導担当教員等の専門性の向上を図ります。研修会の中では、障害者職業センターの卒業後の「ジョブコーチ支援」や「職業準備支援」、「職業相談・評価」等についての情報提供もしていきます。
- (2) 高等学校においては、必要に応じて厚生労働省認定の「地域若者サポートステーション事業」等を活用し、発達障害等の支援が必要な生徒の就労支援を進めていきます。
- (3) 高等学校に在籍する発達障害等の生徒における就労支援に向けては、各地区の知的障害特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや進路指導主事等とも連携を図り、より障害の特性に配慮した進路指導に努めるとともに、具体的な就労支援策についての情報を得ながら充実した進路指導を進めます。

(3) 福祉就労に向けた障害者支援施設等との連携

現状と課題

- 平成24年度の特別支援学校高等部卒業生においては、約半数の生徒が福祉就労(福祉施設等への就労)に就いています。(P.33 参照)
- 生徒数の増加に伴い福祉就労希望者も増加したため、福祉就労先の数が不足しており、就労先の確保が課題です。
- 特別支援学校関係者は、地域の福祉施設等についての情報をいち早く収集し、福祉就労に向けた支援の充実を図っていくことが課題です。
- 特別支援学校の小中学部段階から将来的な就労を見すえた、系統的なキャリア教育を行う必要があります。個別移行支援計画の作成とその活用促進も課題です。

推進方策

- (1) 各市町村ごとの「自立支援協議会」へ特別支援学校の関係者も引き続き参加し、地域の福祉就労に関わる情報の共有を図っていきます。
- (2) 障害者就業・生活支援センター主催による地域ごとの「ネットワーク会議」に特別支援学校も参加することで、地域における生活支援策等についての情報の共有を図ります。(P.36 参照)
- (3) 特別支援学校においては、地域ごとの障害者支援機関、保護者等が参加する地域別懇談会等の情報交換の場を設定するよう努めます。
- (4) 特別支援学校から福祉就労先へ個別移行支援計画を提出することで、学校卒業後の生活への移行を円滑に行うとともに、職場定着が図られるようにします。
(P.36 参照)
- (5) 特別支援学校における「キャリア教育推進事業」により、地域の福祉施設との連携を図り、小学部段階での見学や中学部段階での体験実習を積極的に進めます。

(4) 就労先の開拓（職域の拡大）

現状と課題

- 一般企業への就職者の業種別の割合としては、製造業が約 50%と依然として高い割合を占めています（P. 34 参照）。しかし、社会や経済状況の変動により、製造業が海外に移転するなど実習先、就労先の確保が難しい状況となっています。また、近年は景気の低迷により、障害者の雇用についても厳しい状況が続いています。
- 特別支援学校における生徒数の増加に対応し、新たな就労先や職域の開拓を進めることが課題です。
- 実習先や就労先の幅広い業種への職域の拡大に適切に対応できるよう、職業教育の内容を充実していくことが課題です。

推進方策

- (1) 県立の知的障害特別支援学校を拠点校として、「就労支援コーディネーター」の配置に努めます。就労支援コーディネーターは、企業に対して障害者雇用の理解啓発を行うとともに、就労先の開拓や流通・サービス業等への職域の拡大に向けての取組を行います。
- (2) 就労支援コーディネーターなどを通して、「あいち夢はぐくみサポーター制度」⁴ の周知を図るとともに、特別支援学校の就業体験等の受け入れ登録企業の増加を図り、障害者雇用の理解、啓発を進めます。
- (3) スーパーマーケットや量販店など、複数の店舗を所有する事業所への実習等の調整を、窓口校となった特別支援学校が中心となって行うことで、雇用に向けての手続きの合理化を推進します。
- (4) 県産業労働部が主催する「県の機関における知的障害者インターンシップ事業」や、特別支援学校高等部における「キャリア教育推進事業（県立学校現場実習）」を有効活用し、就業体験先の職域の拡大を図ります。
- (5) 発達段階に応じて、社会的・職業的自立に向けて必要となる基礎的・基本的な知識・技能・態度を高め、自ら見学・体験する学習を推進していきます。

⁴ 「あいち夢はぐくみサポーター制度」：県内の公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校におけるキャリア教育を推進するため、児童生徒の教育活動を支援する県内の事業所や団体を認証・登録するとともに、事業所等の社会貢献活動を広報する取組。

(6) 知的障害特別支援学校2校の高等部に「職業コース」を設置し、流通・サービス業を含む職域の拡大や地域の産業に対応した教育課程を編成していきます。

(P. 23 参照)

(7) 高等特別支援学校と近隣の専門高校における実習等を通じた交流及び共同学習を推進し、専門高校でのより専門的な指導に触れることで、高等特別支援学校の生徒の職業観・勤労観を高め、職業教育を一層充実・発展させていきます。

(P. 16、P. 23 参照)

(8) 中学校を卒業した知的障害を伴う発達障害のある生徒を対象とした職業科の設置について検討していきます。(P. 28 参照)

* 授業の計画や実習の内容などについても、企業や関係する機関等との連携により、創意工夫を行ったものに変えていきます。(P. 23 参照)